

給付金・補助金などのお知らせ



子育て支援臨時特別給付金



食費などの物価高騰等に直面する子育て世帯の生活を支援するため、0歳から18歳までの児童のいる子育て世帯および特別児童扶養手当受給世帯に対し、所得制限などを設けない市独自の臨時特別給付金（児童1人あたり1万円）を支給します。

問子育て支援課 ☎ 209

給付対象者	令和5年7月1日時点で八潮市に住所がある高校生相当までの児童の養育者および特別児童扶養手当受給者		④令和5年7月2日から令和6年2月29日までに出生または転入により八潮市に住民登録された高校生相当までの児童の養育者および同期間における新たな特別児童扶養手当受給者
	①こども医療費対象児童の保護者	②生活保護受給者	
申請	申請不要		「給付金のお知らせ」に同封された「申請書」に必要事項を記入のうえ、8月10日から11月30日(必着)までに返送
給付方法	こども医療費の登録口座へ振り込み	生活保護の登録口座へ振り込み	指定口座へ振り込み
給付日	8月24日に振り込み		月末までの申請者に翌月の毎月26日に振り込み(土・日曜日の場合は、直前の金曜日)

※ 「給付金のお知らせ」は、①～③は8月2日、④は随時発送します。

自主まちづくり活動の支援

市では、「みんなでつくる美しいまちづくり条例」に基づき、活動団体登録や認定などを行った団体には助成金を交付しています。

問開発建築課 ☎ 322

活動団体の登録

活動団体は、以下の「自主まちづくり活動団体の登録に関する基準」を満たしている必要があります。

代表者 市内在住・在勤の方

構成員 5人以上で、その半数以上が市内在住・在勤の方（ご近所まちづくり活動については、3軒以上）

①ご近所まちづくり活動	連続する3軒以上の建物の所有者などが協力して緑化などを進める活動です。
②地域まちづくり活動	一定規模以上の地域を対象に、まちづくり活動方針を定めて進める活動です。
③テーマ型まちづくり活動	景観、防災、防犯など、特定のテーマを設定し、研究や実践をしていく活動です。

助成限度額

①ご近所まちづくり活動

花、苗木などの植栽	1万円(春夏秋冬各2,500円)
門、塀などの改造	10万円(改造費に要した費用の2分の1が上限)

②地域まちづくり活動、③テーマ型まちづくり活動

諸活動費(会議費、消耗品費、印刷費、通信運搬費など)	地域まちづくり活動:5万円
	テーマ型まちづくり活動:5万円(2年目以降10万円)
まちづくり計画作成に係る費用(講師謝礼金、コンサルタント委託費など)	地域まちづくり活動:50万円
	テーマ型まちづくり活動:1事業につき50万円

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。申請前にご相談ください。

自転車用ヘルメットの購入費用の補助

定員に達したため受付を休止していた自転車用ヘルメットの購入費用の一部補助について、定員を拡大して受付を再開しました。ぜひ自転車用ヘルメットの購入・着用をご検討ください。

問交通防犯課 ☎ 288

☎申請日現在、過去1年以内にSGマークなどの安全基準に適合している自転車用ヘルメット（通学用ヘルメットを除く）を購入した市内在住の方
※本人または2親等以内の方が申請できます。

☎購入費用の2分の1（上限2,000円、100円未満切り捨て）

☎900人（申込順）※1人につき1回まで。ただし、前回申請から3年度経過すれば再度申請できます。

必要書類など詳しくは、市ホームページをご覧ください。
なるか、お問い合わせください。



電力・ガス・食料品等 価格高騰重点支援給付金

問社会福祉課 ☎ 801

☎令和5年6月1日において、八潮市に住民登録があり、世帯全員が令和5年度「住民税均等割が非課税」の世帯

※今回、家計急変世帯への給付はありません

給付額 1世帯当たり3万円

※給付対象となる方には、8月上旬から順次確認書などを発送します。

※詳しくは、広報やしお8月号をご覧ください。